資料6

議題６　時間外警備員（守衛・戸籍受理）の雇用形態について（豊田市提出）

市名	回答			
	（１）時間外の業務の運用		（２）「市町村長」が本人確認を実施することとなっているが、これを委託事業者が行うことについて、何か問題等が生じているか	（３）戸籍担当課によるフォローはどのように実施しているか
	①守衛業務（巡回・電話対応等）	②戸籍受理業務		
名古屋市	委託事業者	会計年度任用職員（職員を含む）	―	―
豊橋市	巡回：委託事業者 電話対応等：正規職員（労務職）	正規職員（労務職）		
岡崎市	委託事業者	委託事業者	特になし	戸籍担当課作成のマニュアルに基づき実施しています
一宮市	委託事業者	委託事業者	５年ほど前に、名古屋法務局一宮支局より、業務委託の資格では戸籍法２７条の２に基づく本人確認の条件を満たさないとの指摘があった。このため、時間外窓口における届出については、本人確認ができなかったものとして取り扱っている。また、時間外窓口に提出された不受理申出については本人確認ができないため、申出ができない取り扱いとなっている。	戸籍届の受付マニュアルを作成している。また、主任・係長級以上の連絡先を提供しており、困難案件については連絡するようにしている。
瀬戸市	会計年度任用職員（職員を含む）	会計年度任用職員（職員を含む）		
半田市	委託事業者	委託事業者	特に問題は発生していない。	年１回の説明会を開催している。 緊急連絡先を周知して、連絡がとれる状況をつくっている。
春日井市	委託事業者	委託事業者	特に発生していない。	新規委託事業者に対しては個別説明の時間を設けている。特殊事例についてはその都度電話等で確認を行っている。
豊川市	委託事業者	委託事業者	豊川市では委託事業者が受け取ったすべての届出に対し本人確認を行っています。時間外に委託業者が受け取った届出（婚姻、離婚届、養子縁組などの本人確認が必要なもの）に関しては後日、届出人に対して本人確認通知を行っており特に問題は生じていません。	知識の習得に関しては、基本的な届書のみマニュアルを作成しています。時間外の届出は来庁者に受け取りであること、不備等があれば後日担当者から連絡があることを伝えるように指示しており、翌営業日に受理審査を行って不備があれば戸籍担当者から連絡をしています。
津島市	委託事業者	委託事業者	委託業者は受領のみとしており、本人確認はしていない。（後日、本人確認通知を郵送している。）	特に実施していない。
碧南市	委託事業者	委託事業者	特にありません。	戸籍担当課がマニュアルを作成しています。
刈谷市	委託事業者	委託事業者	委託業者に本人確認の権限を与えていないため、本人確認の必要な届書に関しては、不受理申出有無の確認及び届出受理後の通知を行っている。また、委託業者による不受理申出書の受領は行っていない。	チェックリストを作成し、法改正等があった場合は随時チェックリストを更新するほか、必要に応じて説明を行うことで、事務の変更に対応できるようにしている。
豊田市	会計年度任用職員（職員を含む）	会計年度任用職員（職員を含む）		
安城市	委託事業者	委託事業者	委託事業者には届書の受付時に身分証の確認をしてもらっているが、市職員ではないため、戸籍法第２７条の２第１項で定める本人確認としては扱わず、委託事業者が受付けた創設的届出については、全て同条第２項の通知を送付している。	戸籍担当課が作成したマニュアルや記載例を提供している他、緊急連絡先として戸籍担当職員の電話番号を伝えてあり、委託事業者からの問い合わせに対応している。 振り仮名届のように新しく始まるもの等については、戸籍担当課から事前説明をしている。
西尾市	委託事業者	委託事業者	本人確認は委託業者が行わず、本人確認通知で対応している。 ※（１）②…戸籍届出書の受領（預かり）としており、受理決定は翌開庁日に職員が行っている。	受領（預かり）のため、届出書に不備があれば、翌開庁日に職員が電話連絡で対応している。
蒲郡市	委託事業者	委託事業者	特に問題は生じていない	（左記（１）②の戸籍受理業務：本市の場合、戸籍受領業務） 電話等での助言対応
犬山市	委託事業者		(1)②について、時間外の届出はあくまで「預かり」であるという位置づけをしています。またその旨を申請者にも伝えており、特段問題が生じていることはありません。	宿日直担当者に簡易審査（記載漏れ等の確認）の依頼を文書でしています。

議題６　時間外警備員（守衛・戸籍受理）の雇用形態について（豊田市提出）

市名	回答			
	（１）時間外の業務の運用		（２）「市町村長」が本人確認を実施することとなっているが、これを委託事業者が行うことについて、何か問題等が生じているか	（３）戸籍担当課によるフォローはどのように実施しているか
	①守衛業務（巡回・電話対応等）	②戸籍受理業務		
常　滑　市	委託事業者	委託事業者	委託事業者は受領の際に本人確認をしているが、翌開庁日に戸籍担当課から届出人へ受理したことを通知しているため、問題は生じていない。	・年に一回は、新規採用職員や復職した職員、委託事業者向けに説明会を実施している。 ・チェックリストをもとに確認させている。判断が困難な届出でもいったん受領し、翌開庁日に戸籍担当課から届出人へ確認している。
江　南　市	委託事業者	委託事業者	委託事業者が行っているのは受理ではなくあくまでも受領及び本人確認までで、平成25年3月28日法務省民一第317号通知で届書の受領及び本人確認は「事実上の行為又は補助的業務」とされており、市区町村長の判断が必要となる業務ではないので、時間外に委託事業者が行っても問題は無いとしている。	委託事業者が行う受領及び本人確認には特別な知識等は必要ないため、フォローは不要である。
小　牧　市	委託事業者	委託事業者	委託業者では本人確認を実施することができないため、婚姻届などの創設的な届出について、職員による不受理申出の有無を確認する業務が生じるため、事務の負担となっている。また、不受理申出については、本人確認の実施が必須となっていることから、例えば深夜などの時間外に当該申出があった場合でも、常時職員が登庁し対応しているため職員にとって大きな負担となってはいるが、このような運用ルールが確立されているため、特に問題は生じていない。	戸籍担当の職員から委託業者に対して年に１回程度、勉強会を実施し知識の習得に努めている。また、時間外に行われた戸籍届出については、原則受付を行い、判断は後日戸籍担当が行う運用をしている。
稲　沢　市	会計年度任用職員（職員を含む）	会計年度任用職員（職員を含む）		
新　城　市	委託事業者	会計年度任用職員（職員を含む）		
東　海　市	委託事業者	委託事業者	平成15年3月18日付法務省民一第７４８号法務省民事局長通達「戸籍の届出における本人確認等の取扱いついて」第４の２に「執務時間外の届出についての本人確認は，市区町村長の補助者以外の者で執務時間外に届書の受領を担当するものが行うものとして差し支えない。」と明記されていることから問題等はないと認識している。	宿日直委託業者は担当課が作成した手順書に従い、本人確認を行い、届出書類一式の預かりのみとしており、書類や内容等の確認は行わない。 書類を預かる際に、届出人に担当課から依頼された案内文（審査等が翌開庁日になる等の案内文）を渡している。 受理決定は開庁日に担当課職員が行い、不備対応等も全て担当課職員が行う。 死亡届についても同様に手順書に従って届出書類一式を預かるが、火葬許可証の発行業務があるため、発行時間を制限し、その時間帯のみ担当課職員若しくは担当課が任用した会計年度任用職員が出勤し、審査、受理の上、発行を行っている。 書類一式を預かる際に職員への問合せが必要な際は、緊急連絡網に従い連絡を行っている。
大　府　市	会計年度任用職員（職員を含む）	会計年度任用職員（職員を含む）		
知　多　市	委託事業者	会計年度任用職員（職員を含む）		
知　立　市	会計年度任用職員（職員を含む）	会計年度任用職員（職員を含む）		
尾 張 旭 市	委託事業者	委託事業者	委託事業者に本人確認の権限を与えていないため、本人確認ができていない時と同じく、届出人に対して戸籍の届出がされた旨の通知をすることで対応しており、問題等は生じていない。	定期的に戸籍の届出受理方法等に関する説明会を開催し、情報共有等が必要な場合は案内文を共有する等でフォローを行っている。
高　浜　市	委託事業者	委託事業者	委託業者による本人確認は便宜上行っているが、戸籍法上の本人確認として取り扱っていない。	後日気づいた事項は、口頭伝達及びメモ書き等により、次の担当への引継ぎを含めて注意喚起を行っている。 対応中の場合は、都度電話確認。
岩　倉　市	会計年度任用職員（職員を含む）	会計年度任用職員（職員を含む）	―	―
豊　明　市	委託事業者	委託事業者	特段問題は生じていない。	①年１回、勉強会を実施 ②出生、死亡、婚姻、離婚、死産の受付マニュアルを作成 ③困難案件については、戸籍係職員に連絡し、指示を仰ぐこととしている
日　進　市	委託事業者	会計年度任用職員（職員を含む）		

議題６　時間外警備員（守衛・戸籍受理）の雇用形態について（豊田市提出）

市名	回答			
	（１）時間外の業務の運用		（２）「市町村長」が本人確認を実施することとなっているが、これを委託事業者が行うことについて、何か問題等が生じているか	（３）戸籍担当課によるフォローはどのように実施しているか
	①守衛業務（巡回・電話対応等）	②戸籍受理業務		
田　原　市	委託事業者	委託事業者	特に問題は生じていない。 受理の際の本人確認は、受託事業者が行っている。（後日、市民課で再度確認）	委託事業者はあくまで、本人確認及び受理のみで、後日、戸籍担当者（市民課）が対応を行っている。受付時にその旨を説明している。
愛　西　市	委託事業者	委託事業者	受付業務（書類預かりのみ）を行っているため、特に問題は生じていない。	不備等があれば、翌営業日に戸籍担当から連絡がいく旨説明している。
清　須　市	委託事業者	会計年度任用職員（職員を含む）		
北名古屋市	会計年度任用職員（職員を含む）	会計年度任用職員（職員を含む）	－	－
弥　富　市	委託事業者	委託事業者	土・日・祝日等の閉庁日の日中は職員が対応している。警備員の対応は、夜間のみとしており、戸籍法第二十七条の二の本人確認としては行っていない。時間外警備員は、持参者の本人確認を行っている。特に問題は生じていない。	時間外警備員は、夜間の届け出の預かりのみとしており、閉庁日の日中は職員が対応しています。
みよし市	委託事業者	会計年度任用職員（職員を含む）	－	－
あ　ま　市	委託事業者	委託事業者	特にありません。	特にありません。
長久手市	委託事業者	委託事業者	本人確認はしてもらっているが、委託業者は本人確認資格がないため本人確認を未確認として届出受理後、届出人本人宛に通知を送付している。そのため、本人確認による問題は生じていない。	毎年、年度初めにマニュアルを配布し説明会を設けている。また、実際に届出があった際の不明点等は職員が庁舎にいる場合は直接伺いフォローしている。職員が退庁している場合は電話にて相談に応じているが電話では解決できない場合は翌開庁日に届出してもらうよう届出人に依頼する。なお、届出日にこだわりがある場合は届書用紙等を預かるよう指示をし、翌開庁日に職員が確認し必要に応じて届出人と直接やりとりを行う。